

鳥取県告示第 447 号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次のとおり業務の全部（弁済の受領及び債権の保全行為を除く。）の停止を命じたので、同法第41条の規定により告示する。

平成 19 年 5 月 18 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 商号
足立商事
- 2 代表者の氏名
足立 香
- 3 主たる営業所の所在地
境港市外江町2230-1
- 4 登録番号
鳥取県知事（1）第00307号
- 5 登録年月日
平成18年6月16日
- 6 業務の停止の期間
平成19年5月10日から同年6月8日まで